気仙沼市下水道事業経営戦略【概要版】

第１章　経営戦略について（本編Ｐ１）

本市では，公共用水域の水質保全や生活環境の改善等を図るため，下水道事業による汚水処理を開始し，39 年が経過しています。

今後，人口減少や施設の老朽化による更新など下水道事業を取り巻く環境は一層厳しさを増すものと見込まれます。

平成 30 年度に中長期的な経営の基本計画として経営戦略を策定したところですが，総務省から令和７年度までに経営戦略の見直しを求められていることから，経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図り，安定的に事業を経営していくことを目的として，今回改定版を策定するものです。

国庫補助事業を活用するためには，少なくとも５年に１回の頻度で，使用料の改定の必要性に関する検証を行うことを経営戦略に記載することが要件とされています。

計画期間　令和 6年度～令和 15 年度（10 年間）

第２章　事業の現状と課題（本編Ｐ２～13）

１　事業の現状（本編Ｐ２～６）

本市の下水道は，４地区において，４事業を実施しています（表①）。

(表①)

事業名	計画面積（整備面積）	計画人口（整備人口）	水洗化率（水洗化人口）	供用開始年　度
公共下水道事業【気仙沼処理区】	598.0（494.6）	10,865（9,593）	83.3%（7,994）	S 58（整備中）
特定環境保全公共下水道事業【津谷街処理区】	74.9（74.9）	1,343（1,351）	70.6%（954）	H 14（整備済み）
農業集落排水事業【唐桑大沢地区】	14.0（14.0）	900（395）	93.4%（369）	H 12（整備済み）
漁業集落排水事業【大島長崎地区】	53.4（53.4）	2,220（471）	88.3%（416）	H 12（整備済み）

※整備面積，整備人口，水洗化率，水洗化人口は令和４年度末の数値

２　使用料（本編Ｐ６，７，66～68）

・４事業とも同一料金体系
・10 ㎥までの基本使用料と汚水排水量に応じた従量制により構成
・市町合併後に改定，旧気仙沼市は約 20%値上げ，旧唐桑町は約 26%値下げ，旧本吉町は約 23%値下げし同一料金体系とし，以来，消費税以外は変わらず(P13，14)
・県内 14 市中，低い方から５番目(P12)

３　経営分析表を活用した現状分析（本編Ｐ９～12，69～72）

下水道事業の令和４年度決算における財政状況は，次のとおりとなっています。

【収益的収支】（図①）

収益的収支（下水を処理するための収益・費用）にかかる総収益は 18 億 8,199 万円，総費用は 19 億 9,407 万円で，純損失は 1 億 1,208 万円となりました。収入のうち料金収入は３億 4,630 万円，一般会計繰入金は６億 5,378 万円となっており，そのうち基準外繰入金は１億 2,397 万円となっています。

【資本的収支】（図②）

資本的収支（施設を整備するための収入と支出）にかかる収入は４億 4,350 万円，支出は７億 8,225 万円となり，不足する収入額３億 3,875 万円は損益勘定留保資金※1 で補填します。一般会計繰入金は１億 6,103 万円そのうち基準外繰入金は１億 2,932 万円となっています。

※1　損益勘定留保資金は，収益的収支の減価償却費（非現金支出）から長期前受金戻入（非現金収入）※2 と純損失（消費税抜き）を控除した額を財源とする過年度分も含めた資金となっています。

※2　長期前受金戻入（非現金収入）は，建設改良費の財源とした国庫補助金などを減価償却費に合わせて収益化したものとなっています。

【収益的収支】下水を処理するための収益・費用（消費税抜き(図①)

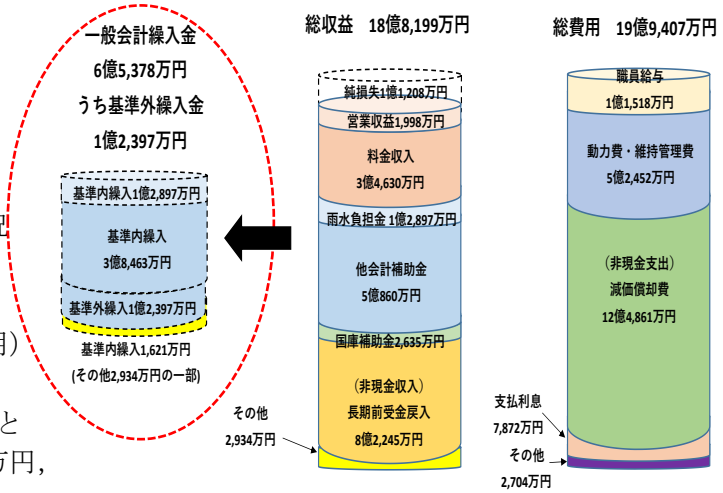

【資本的収支】施設を整備するための収入と支出（消費税込み）(図②)

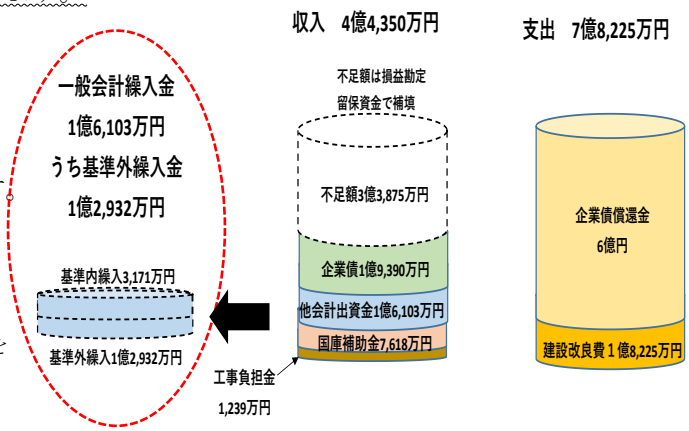

・経費回収率【下水道使用料÷汚水処理費（公費負担を除く）】

使用料で回収すべき経費を，どの程度使用料で賄えているかを表した指標で，４事業すべてにおいて，類似団体平均値と比較し，低い水準となっています。要因として地勢上，４事業がそれぞれに終末処理場を設ける必要があり，汚水処理に要する維持管理費と資本費（企業債等利息や減価償却費）を使用料収入で賄えていない状況です。また，料金体系は，事業規模が大きい公共下水道事業に合わせた設定としていることから，公共下水道事業以外の３事業においては，さらに経費回収率が低い状況となっています（図③）。

（図③）

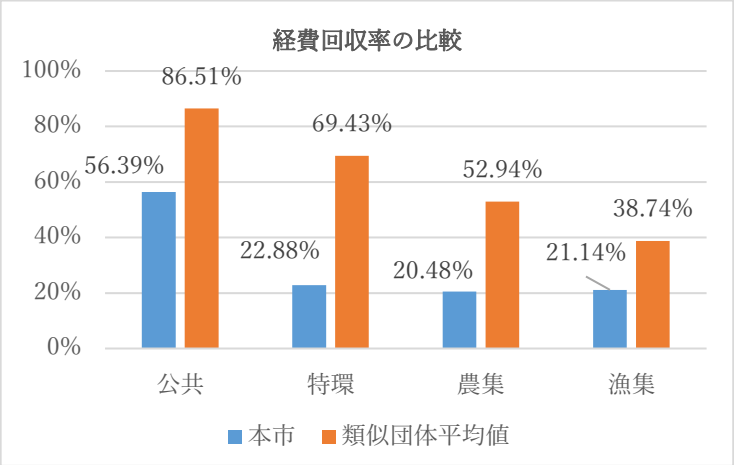

・経常収支比率【経常収益÷経常費用×100】

単年度において，使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを示す指数であり，公共下水道事業は91.07%で，約１億３千６百万円の純損失が生じています。経常収益は使用料収入以外の一般会計からの繰入れに大きく依存しており，要因として汚水処理原価が高いことが挙げられます（図④）。

（図④）

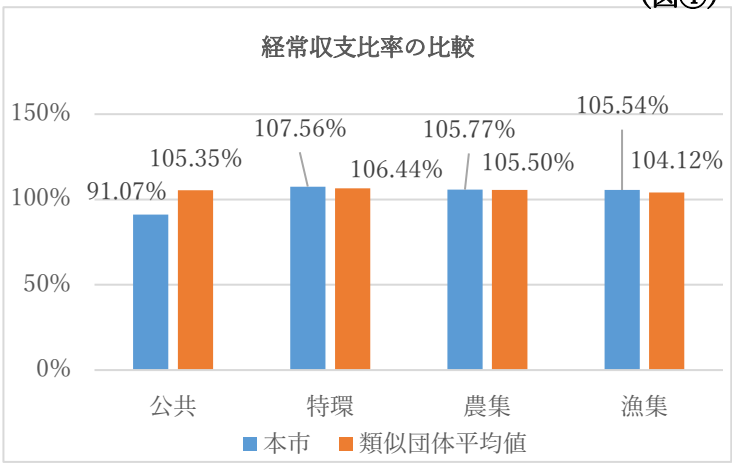

・汚水処理原価【汚水処理費÷年間有収水量】

有収水量１㎥当たりの汚水処理に要した費用であり，類似団体平均値と比較し高い水準となっており，要因として汚水処理に係る資本費（企業債等利息や減価償却費）が高いことに加え，季節により流入水質の変化が大きいため凝集剤等の薬品費等が嵩み維持管理費が高くなっていることが考えられます（図⑤）。

（図⑤）

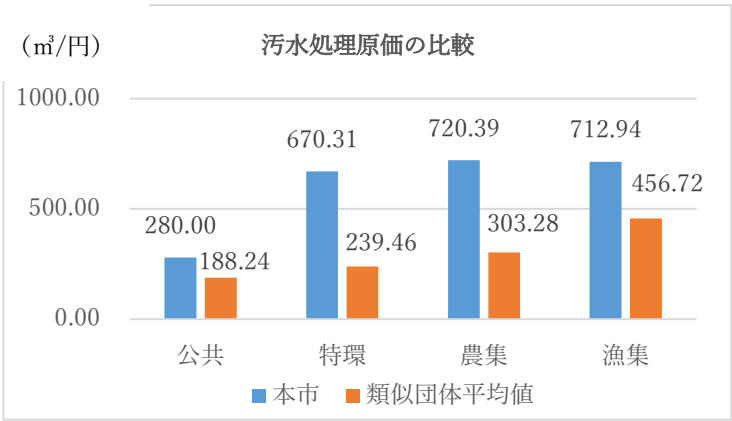

・水洗化率【現在水洗便所設置済人口÷現在処理区以内人口×100】

現在処理区域内人口のうち，実際に水洗便所を設置している汚水処理人口の割合を表した指標であり，公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道においては，類似団体平均値を下回っています（図⑥）。

（図⑥）

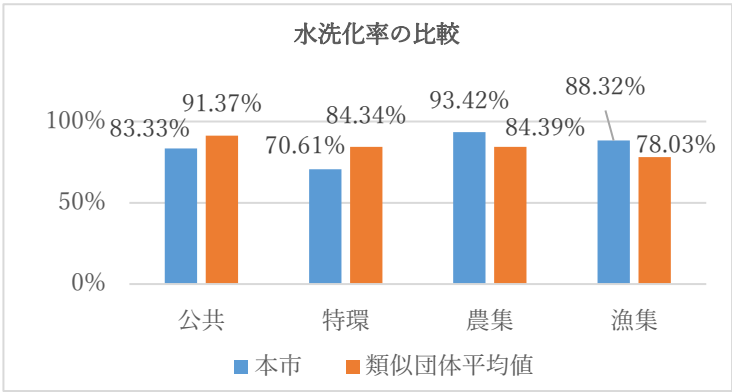

4　経営上の課題（本編Ｐ13）

・経費回収率の改善

経費回収率が他の類似団体及び県内の他市と比較して低くなっています。また，県内 14 市の中で経費回収率が最も低い値※となっていることから，収益的収支を抜本的に見直さなければならない状況です。よって，汚水処理費用の削減と料金改定による増収を行ったうえで，経費回収率を改善する必要があります。

【※令和４年度末，①白石市 139.5%，⑤名取市 105.6%，⑩栗原市 81.0%，⑬登米市 73.4%，⑭気仙沼市 50.6%】

・経常収支比率の改善

一般会計からの繰入金に大きく依存している状況であり，これを縮減し，比率を 100%以上となる運営が求められます。【令和４年度末，４事業総計 93.08%】

・水洗化率の改善（公共・特環）

水洗化率が類似団体平均値を下回っていることから，未接続者に対し水洗化の普及促進に向けた取り組みが必要です。【令和４年度末水洗化率（公共）83.33%，類似団体平均値 91.37%】【令和４年度末水洗化率（特環）70.61%，類似団体平均値 84.34%】

第３章　将来の事業環境（本編Ｐ14～17）

行政区域内人口及び水洗化人口の推計から家庭及び事業所からの排水量が減少することに伴い，有収水量及び使用料収入も減少する見込みです（図⑦⑧）。

1　行政区域内人口及び水洗化人口（本編Ｐ14）

（図⑦）

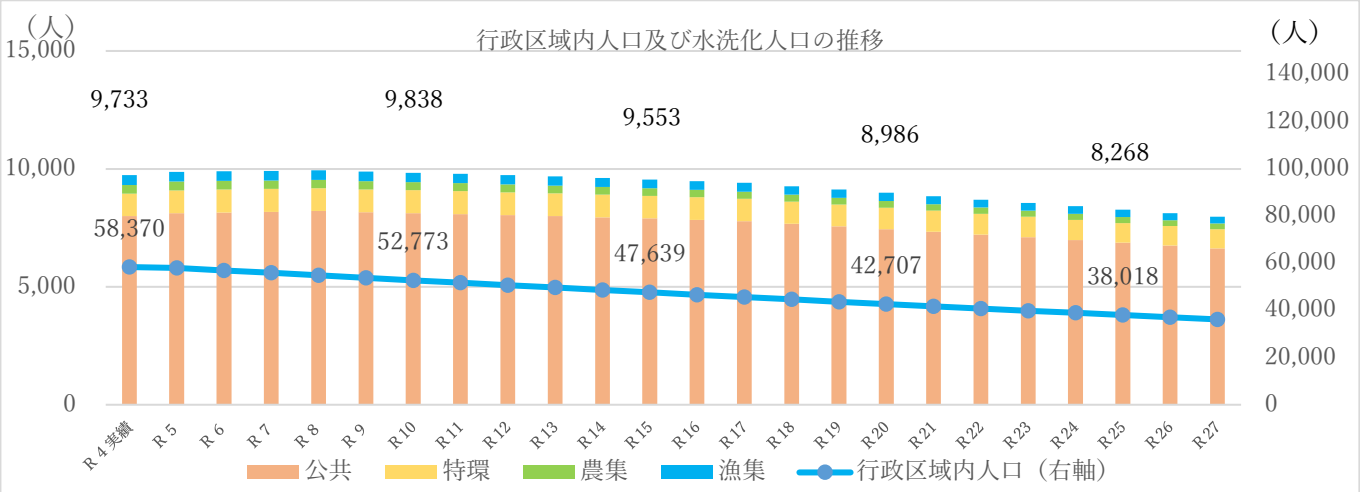

2　有収水量及び使用料収入（本編Ｐ15）

（図⑧）

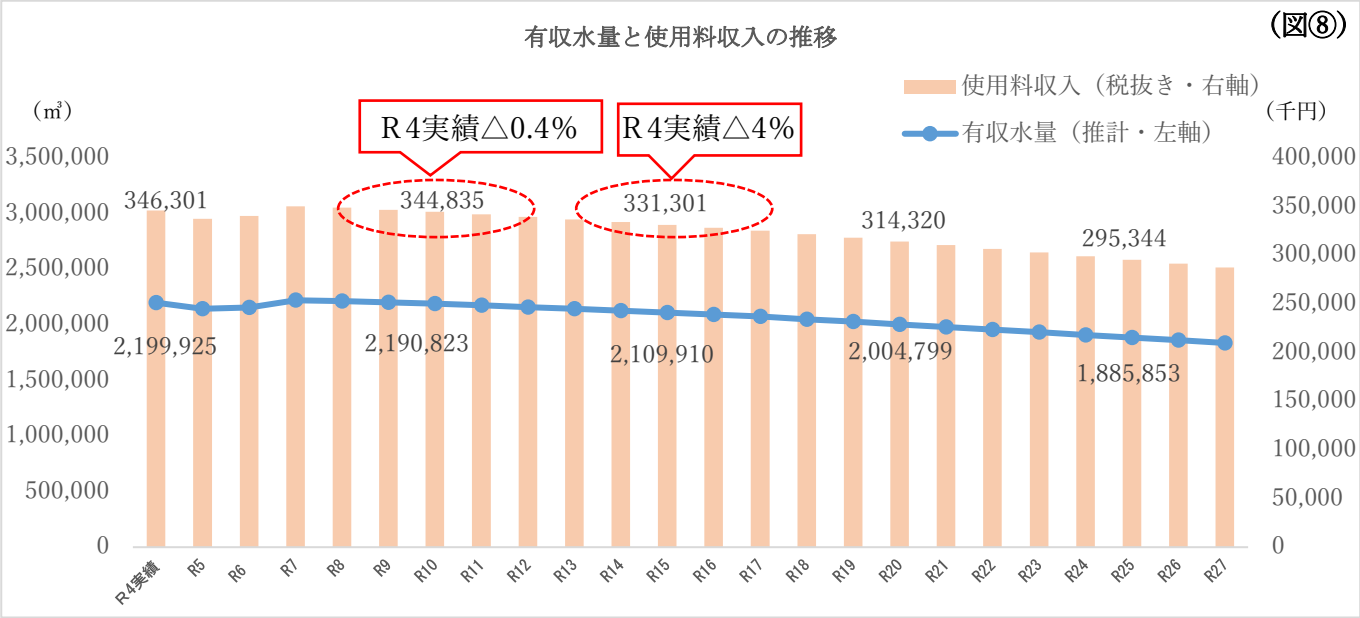

3　施設整備の見通し（本編Ｐ16,17）

・未普及対策事業【公共下水道】　令和９年度まで実施（103.4ha）
・施設改良【特定環境公共下水道】　分配槽及びポンプの新設
・老朽施設更新【各事業】　ストックマネジメント計画による実施

第４章　経営の基本方針（本編Ｐ18～20）

（表②）

基本方針	取組方針	数値目標
財政の改善	①　適正な使用料水準の検討 ②　適正な汚水処理原価の実現	【経費回収率】 令和 15 年度において４事業総計 70%以上
投資の効率化	①　投資の平準化の検討 ②　適切な投資時期の検討	【経常収支比率】　100% 【水洗化率】　90%以上
施設管理の最適化	①　施設管理の最適化の検討	【整備進捗率（公共）】　100%

第５章　投資・財政計画（本編Ｐ21～61）

施設整備計画の見通しに基づき計画しています。

1　収支計画のうち資本的支出についての説明（本編Ｐ21～24）

・起債償還額は，毎年度，徐々に減少します。
・未普及対策事業やストックマネジメント計画に係る計画期間中（令和６年度～令和 15 年度）の建設改良費は，25 億５千万円としています（図⑨）。

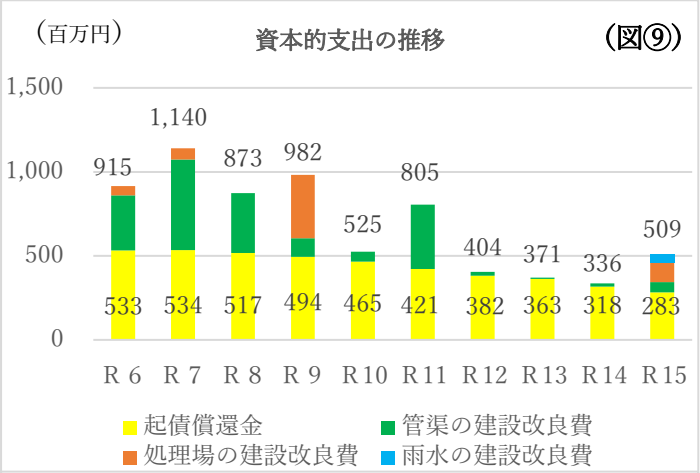

2　収支計画のうち資本的支出に係る財源についての説明（本編Ｐ25,26）

・建設改良費等の資本的支出の財源は，企業債，資本化平準化債，他会計出資金，他会計補助金，国庫補助金及び工事負担金であり，建設事業の内容に応じて，現行の制度の下で算定して計上しています。
　また，各年度において生じる収入不足は損益勘定留保資金で補填します（図⑩）。

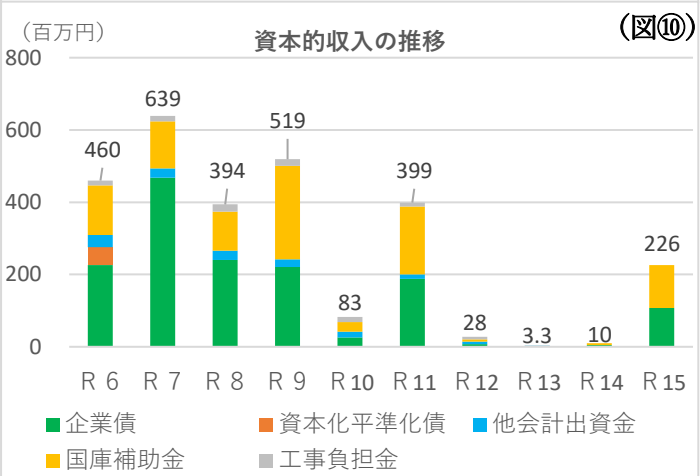

3　計画のうち営業費用についての説明（本編Ｐ27～31）

・営業費用は，年間 17 億９千８百万円～20 億７百万円で見込んでいます。うち，雨水及び汚水の維持管理経費は昨今の動力費の高騰や物価高により年間５億９千２百万円～６億８千７百万円を見込んでいます。
・人件費は，年間１億７百万円～１億１千６百万円を見込んでいます。減価償却費は，年間 10 億９千９百万円～12 億１千８百万円で見込んでいます（図⑪）。

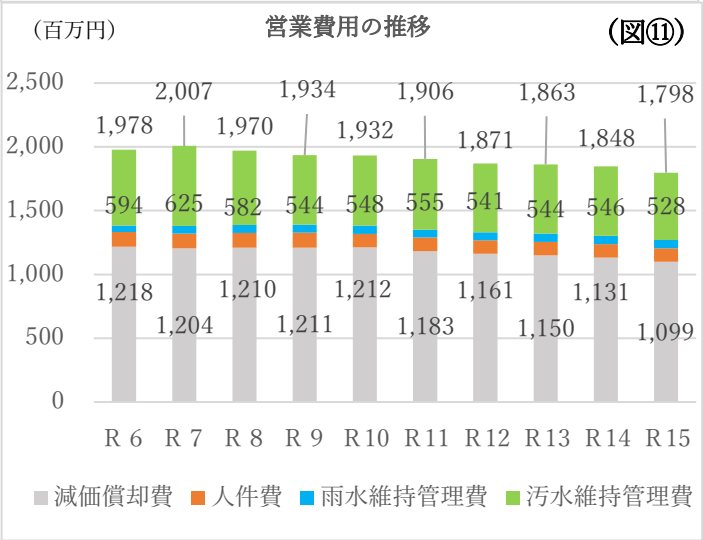

4　一般会計からの繰入れの見通し（本編Ｐ32,33）

現状で推移した場合，計画期間中の一般会計からの繰入金は年間７億３百万円～９億９千万円を見込み，そのうち約２億７千万円～４億５千万円は基準外での繰入れとなる見通しです（図⑫）。

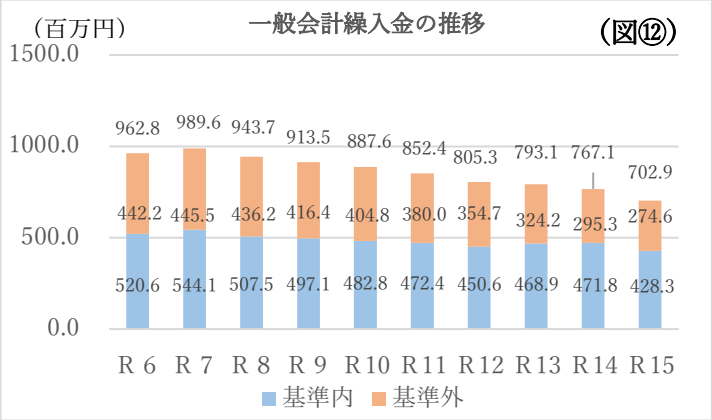

（図⑫）

5　使用料水準の見直しに関する検討（本編Ｐ34～49）

【使用料水準の見直しの必要性について】（本編Ｐ34）

下水道事業の財務状況の現状は，本来，下水道の汚水処理費については，使用者が負担することが前提となっているにもかかわらず，汚水処理に要する経費の相当な部分を一般会計からの繰入れにより賄っています。

令和４年度の決算では，本市の下水道使用料において汚水処理費がどの程度，賄えているかを表す指標・経費回収率は，４事業総計 50.62%・公共下水道事業 56.39%となっており，類似団体平均値（令和４年度決算　公共下水道事業　86.51%）を大きく下回っており，令和 15 年度まで使用料改定を行わない場合，４事業総計の経費回収率は 50.76%（本編 47 頁参照）となり，類似団体平均値を大きく下回る状況が続くことになります。

また，計画期間中（令和６年度～令和 15 年度），使用料を改定せずに現行のまま運営した場合，人口減少が進み，一般会計の規模が縮小していく中で，毎年約 7.0～9.9 億円の繰入金が必要となり，うち約 2.7～4.5 億円の基準外繰入れを継続することとなり不適切かつ持続可能でない状況となる見込みです。

【使用料水準の見直しに関する検討のケース設定】（本編Ｐ34～38）

４事業総計の収益的収支の改善及び市民負担の公平性の観点※から，経営戦略において，使用料水準の見直しについて検討します。

使用料水準の見直しにあたり，令和７年度に一括で必要額までの見直しを実施する場合，使用料の引上げ幅が大きいため，令和７年度，令和 11 年度，令和 15 年度の３回に分けて使用料改定を行う条件で試算を実施し，案として次の４つの条件設定をしました。

なお，表中の引上げ幅については，使用料の１㎥当たりの単価の増額分を示します。設定した４つのケースは，経常収支比率 100%を満たすこととし，その他の考え方は次のとおりです。

※一般会計からの繰入金は，市民全体の負担になるのに対して，その便益を享受できるのは下水道使用者に限られている。

【ケース1】4事業総計において，令和 15 年度における経費回収率を 60%以上とするために必要な使用料
（令和 15 年度までの基準外繰入金の累積額において約2億円の縮減を見込む）

【ケース2】4事業総計において，令和 15 年度における経費回収率を 70%以上とするために必要な使用料
（令和 15 年度までの基準外繰入金の累積額において約6億円の縮減を見込む）

【ケース3】4事業総計において，令和 15 年度における経費回収率を 80%以上とするために必要な使用料
（令和 15 年度までの基準外繰入金の累積額において約9億円の縮減を見込む）

【ケース4】公共下水道事業において，令和 15 年度における経費回収率を 100%とするために必要な使用料
（令和 15 年度までの基準外繰入金の累積額において約 15 億円の縮減を見込む）

４事業総計（下水道事業）に係る４ケースごとの使用料平均単価（本編Ｐ34）（表③）

改定検討ケース	Ｒ７年度改定額	Ｒ11年度改定額	Ｒ15年度改定額	改定時引上げ幅	Ｒ７年度改定率	Ｒ11年度改定率	Ｒ15年度改定率
現行どおり	157.41円	157.41円	157.41円	改定なし	改定なし	改定なし	改定なし
ケース１	167.41円	177.41円	187.41円	各10円	6.4%	12.7%	19.1%
ケース２	178.41円	199.41円	220.41円	各21円	13.3%	26.7%	40.0%
ケース３	188.41円	219.41円	250.41円	各31円	19.7%	39.4%	59.1%
ケース４	207.41円	257.41円	307.41円	各50円	31.8%	63.5%	95.3%

※各ケース・各年度の改定率については，現行の使用料平均単価 157.41 円（令和４年度実績）に対しての改定率となります。

【財政収支の見通し】（本編Ｐ39～48）

計画期間最終年度（令和 15 年度）においての推計結果は，次のとおりとなっています（図⑬）。

・経常収支比率は，すべてのケースにおいて 100%を達成しています。
・経費回収率 70%以上は，【ケース２】，【ケース３】，【ケース４】において達成しています。
・基準外繰入金は，すべてのケースにおいて縮減しています。

（図⑬）

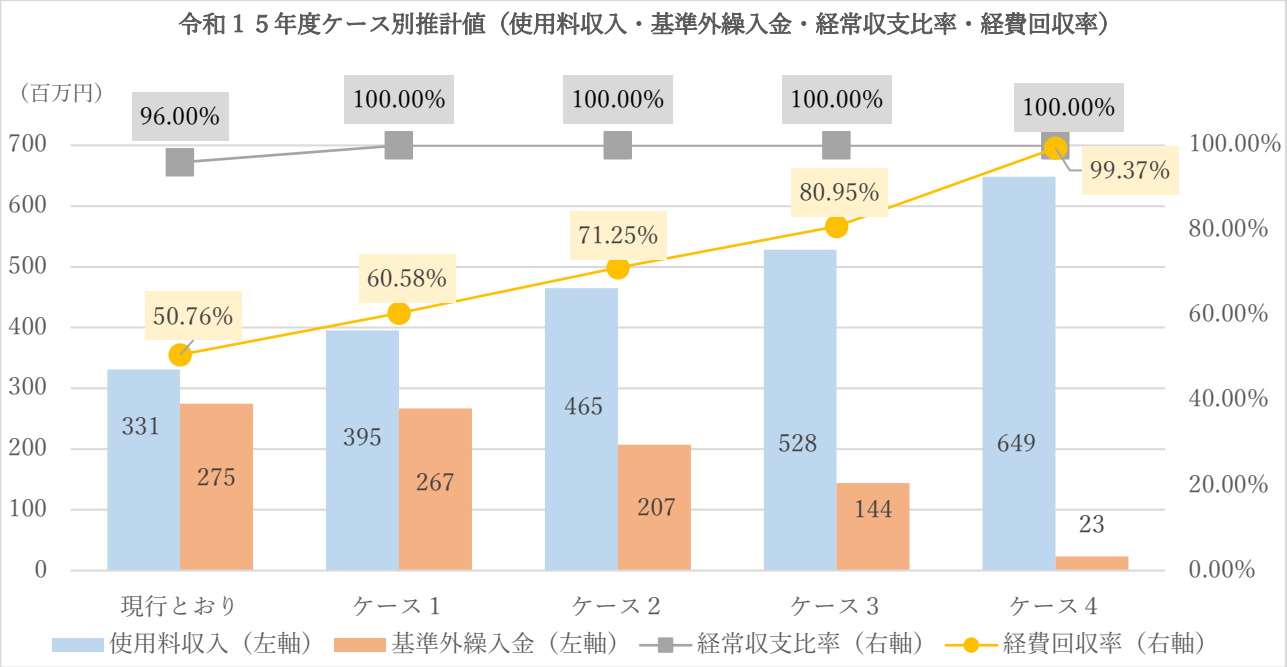

【使用料水準に関する検討】（本編Ｐ49）

使用料水準の見直し検討を行った４つのケースについて，下水道使用者と合併浄化槽利用者の費用負担の公平性，運営資金確保及び実現可能性の観点から以下のとおり整理しました（表④）。

なお，【ケース２】の「合併処理浄化槽の利用者と負担がほぼ同じ」としていることについては，P11「下水道と合併処理浄化槽の費用比較（1 世帯当たり３人で試算）」において，合併処理浄化槽の利用者は，設置費を除いても下水道使用者より現在 1.4 倍強の維持費を負担していることを勘案したものです。

使用料水準に関する検討ケースの妥当性に係る整理表　（表④）

改定検討ケース	改定時期	改定率	将来予測 事業運営・経費回収率・使用者負担	資金確保の観点	費用負担の観点	実現可能性の観点
ケース１	令和 7 年度 令和 11 年度 令和 15 年度	6.4% 12.7% 19.1%	・安定的な事業運営が可能 ・経費回収率の改善が図られる ・合併処理浄化槽利用者より負担が小さい	△	○	○
ケース２	令和 7 年度 令和 11 年度 令和 15 年度	13.3% 26.7% 40.0%	・安定的な事業運営が可能 ・経費回収率の改善が図られる ・合併処理浄化槽利用者と負担がほぼ同じ	○	◎	○
ケース３	令和 7 年度 令和 11 年度 令和 15 年度	19.7% 39.4% 59.1%	・安定的な事業運営が可能 ・経費回収率が大きく改善される ・合併処理浄化槽利用者より負担が大きい	◎	△	△
ケース４	令和 7 年度 令和 11 年度 令和 15 年度	31.8% 63.5% 95.3%	・安定的な事業運営が可能 ・経費回収率が大きく改善される ・合併処理浄化槽利用者より負担が大きい	◎	×	×

※改定率については，使用料平均単価（現行・令和４年度実績）に対しての改定率となります。に対しての改定率となります。

6　財政収支予測結果（本編Ｐ49～60）

「使用料水準に関する検討ケースの妥当性に係る整理表（表④）」に基づき，財政収支予測については，使用者の負担を考慮し，使用料水準に関する検討において示した【ケース２】で作成することとし，その結果は次のとおりとなります（図⑭⑮⑯）。

また，本市の下水道料金は，P12「下水道料金比較表」において現在，県内 14 市中低い方から５番目となっており，令和７年度に 13.3%の料金改定を行った場合，県内 14 市中低い方から７番目となります。

（図⑭）

収益的収支は使用料収入が増加するものの，一般会計繰入金が減少することから，純利益が年々減少し，令和 15 年度に「０円」となります。

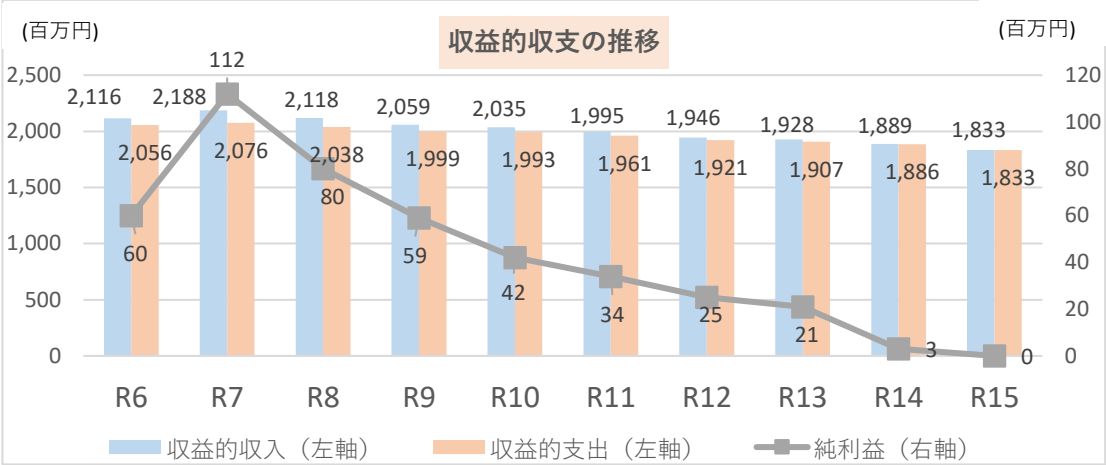

（図⑮）

資本的収支は投資や企業債償還金が減少することから不足額も減少します。

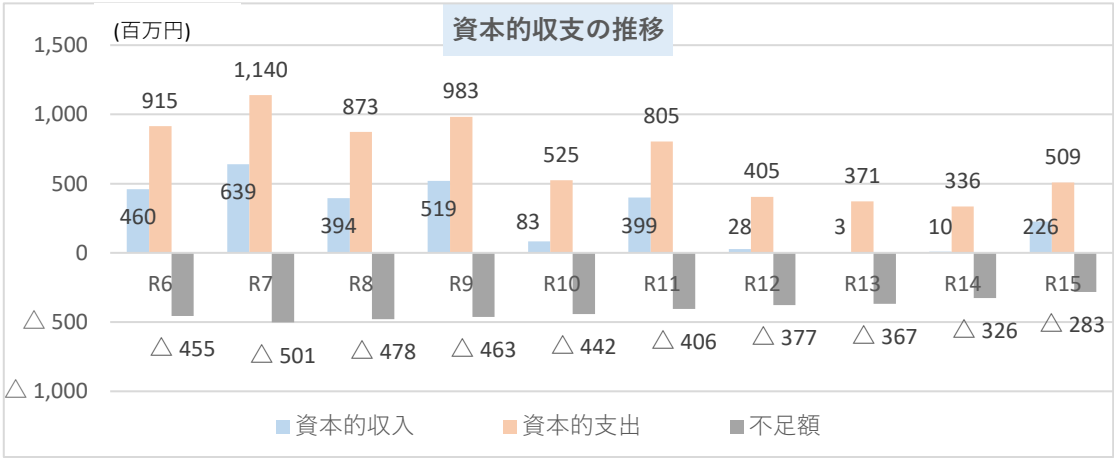

（図⑯）

使用料収入は，令和７年度以降の料金改定により，増収が見込めます。

一般会計繰入金（基準外）は，減少傾向となります。

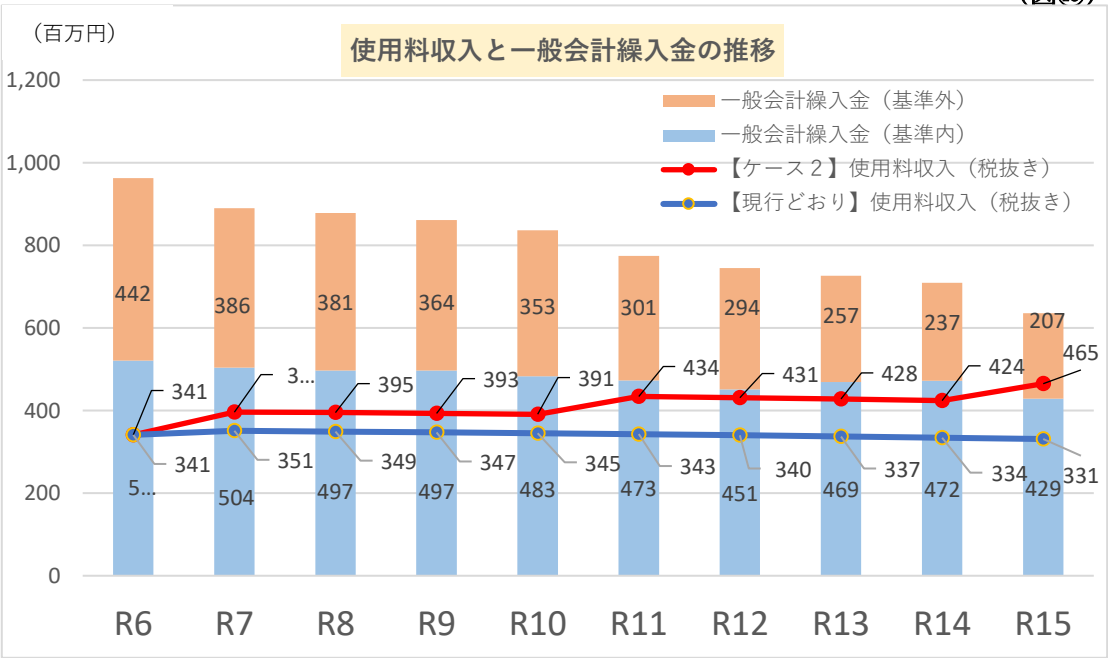

第６章　経営戦略の推進体制（本編Ｐ62）

１　推進体制と進捗管理

経営戦略に基づく令和７年度以降の使用料については，下水道使用者及び市民のみなさまに使用料改定の必要性を説明し，コミュニケーションを図りながら，適切な料金体系の実現に向けた検討を令和６年度に行います。

計画期間の中間に当たる令和 10 年度に中間評価，場合によっては見直しを行います。

経営戦略の実施に当たっては，各施策を PDCA サイクルに基づき，実施目標の達成状況を管理することで，施策を評価し継続的な改善に取り組み，効率的かつ効果的に推進します。

２　施策の取組による効果の検証

経営戦略で定めた施策の取組による効果は，各取組方針で定めた目標値との整合確認を通じて検証します。

検証の結果，目標値と実績値に著しく乖離があった場合は，原因を特定し，対策の検討や目標値の見直しなど，必要な措置を講じます。

また，本経営戦略については，策定時だけでなく，検証や見直し時にもその内容を公表します。

巻末資料

1　気仙沼市汚水処理施設位置図

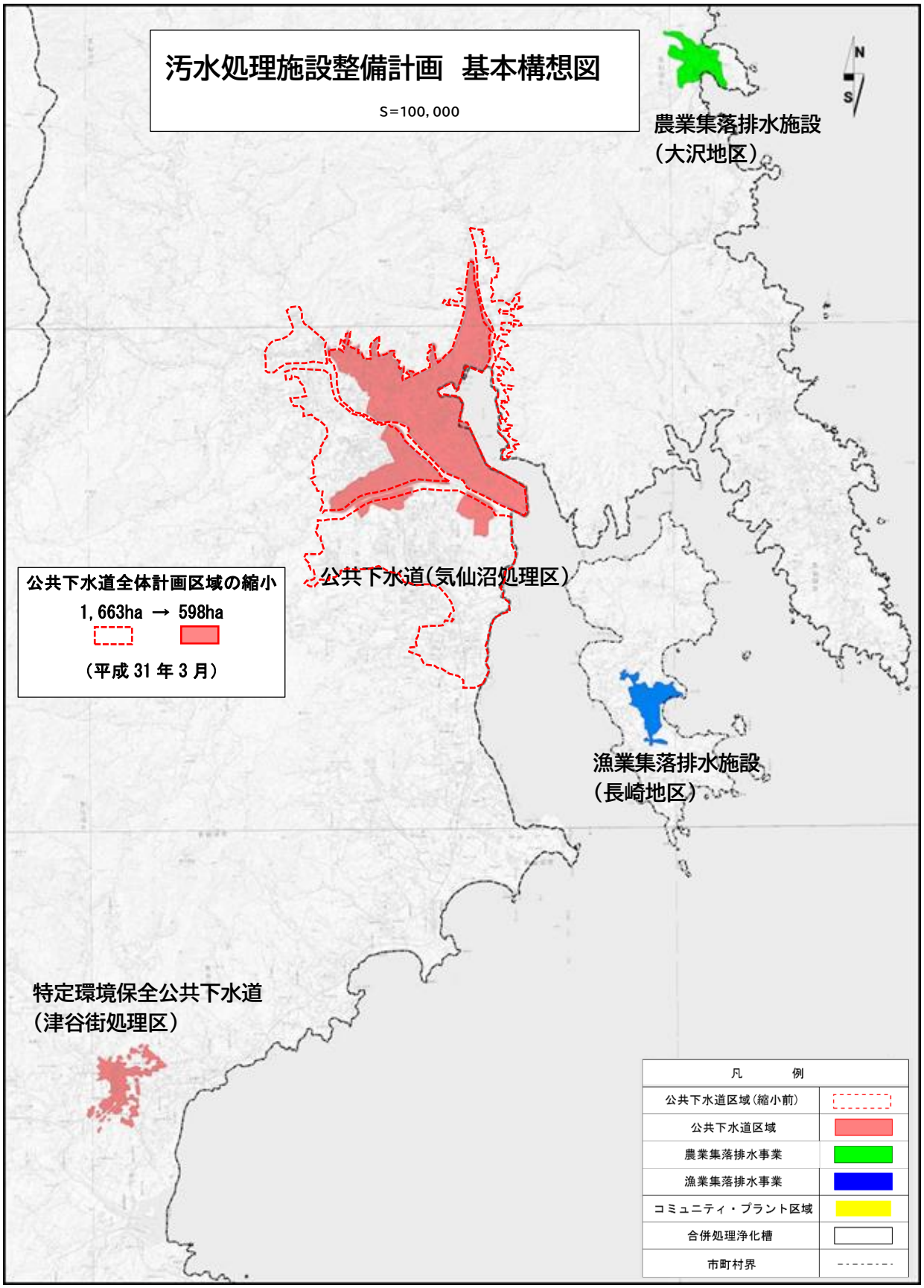

２　公共下水道 未普及対策事業に係る整備計画図

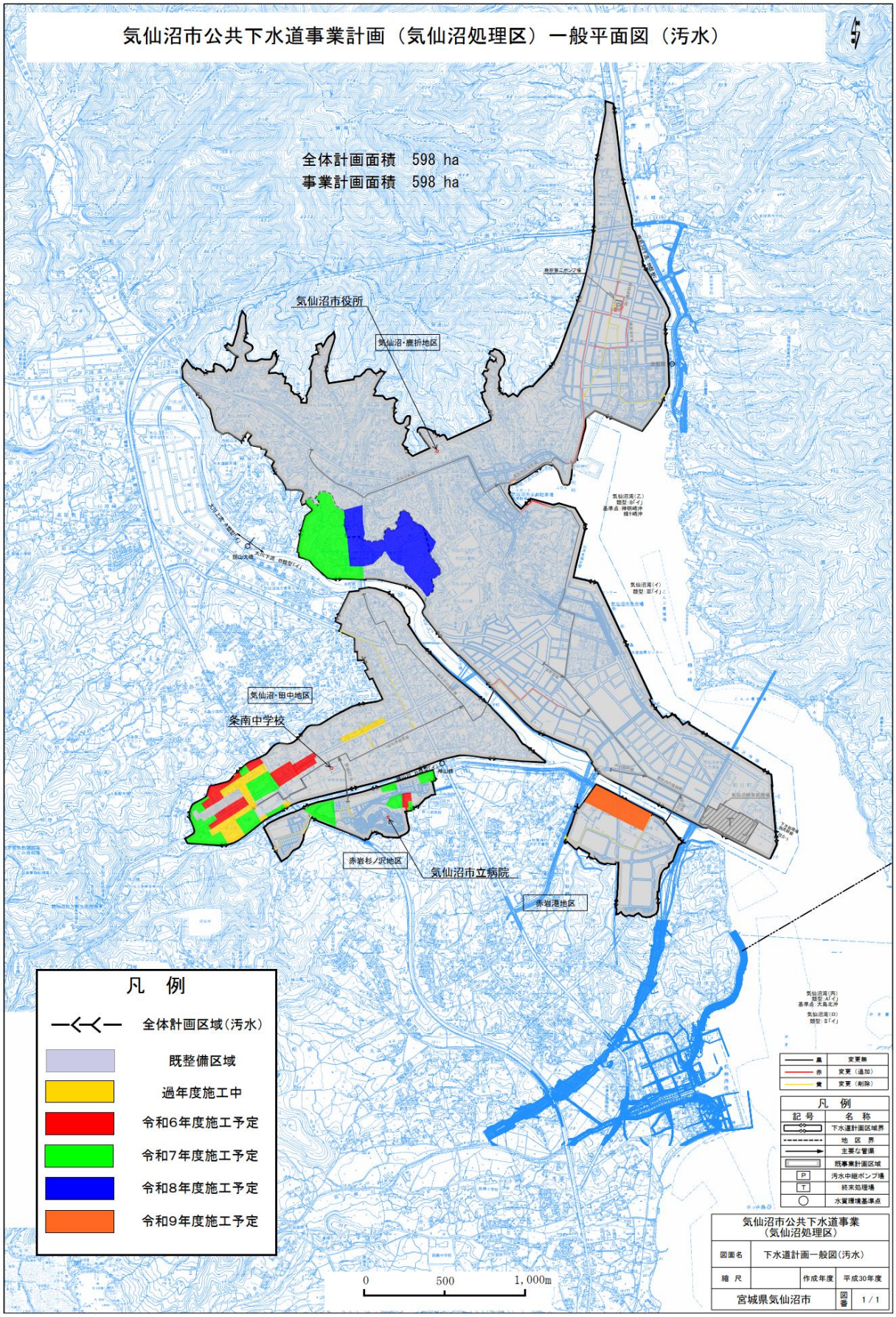

３　現行下水道使用料と合併処理浄化槽維持管理費の費用比較

下水道と合併処理浄化槽の費用比較（１世帯当たり３人で試算）

下水道基礎条件①：1人の1日当たりの使用水量　0.2㎥

下水道基礎条件②：宅地内の下水道排水設備工事費用は含まない

下水道基礎条件③：１年間の費用で比較

１世帯当たり１か月の使用水量：	18	㎥
１世帯当たりの使用料（１か月）：	2,728	円
１年当たり使用料	32,736	円
１年当たり有収水量	216	㎥
上記条件による１㎥当たりの使用料(税込み)	151.56	円
上記条件による１㎥当たりの使用料（税抜き）	**137.78**	**円**

合併処理浄化槽基礎条件①：1人の1日当たりの使用水量　0.2㎥

合併処理浄化槽基礎条件②：合併処理浄化槽の初期設置費用は含まない

合併処理浄化槽基礎条件③：1年間の費用で比較

5・7人槽（１年当たりの法定検査費）	6,000	円	（浄化槽法定検査センターＨＰより）
5・7人槽（１年当たりの定期点検費）	21,780	円	（市内施工業者からの見積による）
5・7人槽（１年当たり汚泥汲み取り費）	14,029	円	（市内施工業者からの見積による）
5・7人槽（１年当たり浄化槽ブロワ運転に係る電気代）	6,148	円	（ブロワの送風能力に応じた消費電力により算定）
5・7人槽（１年当たり維持管理費）	47,957	円	
１年当たり使用水量	216	㎥	
上記条件による1㎥当たりの維持管理費用（税込み）	222.02	円	
上記条件による1㎥当たりの維持管理費用（税抜き）	**201.83**	**円**	

比較結果：
合併処理浄化槽の利用者は，下水道使用者より現在1.4倍強の維持費を負担している。

４　近隣市の下水道使用料金について

下水道料金対比表（令和５年12月現在）

	市町村名	事業名	１か月20㎥当たり家庭料金（円）
宮城県	白石市	公共下水道	4,235
宮城県	栗原市	公共下水道	4,070
宮城県	塩竈市	公共下水道	3,905
宮城県	登米市	公共下水道	3,743
宮城県	大崎市	公共下水道	3,740
宮城県	石巻市	公共下水道	3,575
宮城県	東松島市	公共下水道	3,575
宮城県	名取市	公共下水道	3,300
宮城県	角田市	公共下水道	3,130
宮城県	気仙沼市	公共下水道	3,058
宮城県	岩沼市	公共下水道	2,948
宮城県	富谷市	公共下水道	2,420
宮城県	多賀城市	公共下水道	2,035
宮城県	仙台市（政令指定都市）	公共下水道	1,917

５　下水道使用料の算定方法について（本市下水道条例抜粋）

（使用料の算定方法）

第 19 条　使用料の額は，毎使用月において使用者が排除した汚水量に応じ，別表第１に定めるところにより算定した金額とする。この場合において，１円未満の端数金額を切り捨てるものとする。

２　前項の規定にかかわらず，製造業又はガス供給業の用に供される工場又は事業場（以下「工場等」という。）から公共下水道に排除される汚水で，その汚水量が１使用月につき 150 立方メートルを超え，かつ，その水質が生物化学的酸素要求量又は浮遊物質量が１リットルにつき 300 ミリグラムを超える場合におけるその工場等に係る使用料の額は，１使用月につき別表第２に定めるところにより左欄の区分に応じ同表の右欄に掲げる額に汚水量（単位は立方メートルとする。）の数値を乗じて得た額を同項の使用料の額に加算した金額とする。この場合において，１円未満の端数金額を切り捨てるものとする。

３　前項に規定する汚水を排除する者は，管理者が定めるところによりその汚水量及び汚水の水質（以下「汚水の水質等」という。）を管理者に申告しなければならない。

４　管理者は，前項の申告に基づき，その汚水の水質等を別に定めるところにより認定するものとする。

別表第1（第 19 条関係）

区分		汚水量	金額
一般用	基本料金	10立方メートルまで	1,408.00円
	超過料金	10立方メートルを超え35立方メートルまで，１立方メートルにつき	165.00円
		35立方メートルを超え60立方メートルまで，１立方メートルにつき	176.00円
		60立方メートルを超え150立方メートルまで，１立方メートルにつき	198.00円
		150立方メートルを超えるものは，１立方メートルにつき	220.00円
公衆浴場用		１立方メートルにつき	59.40円
良質汚水用		１立方メートルにつき	77.00円

備考：　良質汚水とは，公害防止条例（昭和 46 年宮城県条例第 12 号）第 15 条及び気仙沼市公害防止条例（平成 18 年気仙沼市条例第 109 号）第 12 条の規定により設置した排水処理施設からの排出水で，生物化学的酸素要求量が１リットルにつき 160（日間平均 120）ミリグラム以下，かつ，浮遊物質量が１リットルにつき 200（日間平均 150）ミリグラム以下の水質のもの又は水産加工場の排出水でこれと同等の水質のものであって，管理者が認定したものをいう。

別表第2（第 19 条関係）

水質の区分		額
生物化学的酸素要求量	１リットルにつき300ミリグラムを超え500ミリグラムまでの水質	6.60円
	１リットルにつき500ミリグラムを超え1,000ミリグラムまでの水質	26.40円
	１リットルにつき1,000ミリグラムを超え1,500ミリグラムまでの水質	55.00円
	１リットルにつき1,500ミリグラムを超え2,000ミリグラムまでの水質	63.80円
	１リットルにつき2,000ミリグラムを超え2,500ミリグラムまでの水質	83.60円
	１リットルにつき2,500ミリグラムを超え3,000ミリグラムまでの水質	99.00円
	１リットルにつき3,000ミリグラムを超える水質	105.60円
浮遊物質量	１リットルにつき300ミリグラムを超え500ミリグラムまでの水質	13.20円
	１リットルにつき500ミリグラムを超え1,000ミリグラムまでの水質	55.00円
	１リットルにつき1,000ミリグラムを超え1,500ミリグラムまでの水質	99.00円
	１リットルにつき1,500ミリグラムを超え2,000ミリグラムまでの水質	162.80円
	１リットルにつき2,000ミリグラムを超え2,500ミリグラムまでの水質	198.00円
	１リットルにつき2,500ミリグラムを超え3,000ミリグラムまでの水質	242.00円
	１リットルにつき3,000ミリグラムを超える水質	264.00円

６　市町村合併前の下水道使用料（料金表）について

旧気仙沼市・公共下水道及び漁業集落排水処理施設使用料

区分		汚水量	金額（税抜き）
一般用	基本料金	10㎥まで	1,100.00円
	超過料金	10㎥を超え35㎥まで	120.00円/㎥
		35㎥を超え60㎥まで	130.00円/㎥
		60㎥を超え150㎥まで	145.00円/㎥
		150㎥を超えるもの	155.00円/㎥
公衆浴場用		1㎥につき	45.00円
良質汚水用 除害施設を設置した食品加工場等用です。		1㎥につき	54.00円

※上記により算出した金額に100分の105を乗じて1円未満を切り捨てる。

20㎥当たりの使用料2,415円

旧唐桑町・農業落排水処理施設使用料

汚水の種類	使用料(税抜き)	
家庭汚水	世帯割	世帯人数割
	１世帯につき　2,930円	世帯人員 （下宿人及び間借り人を含む） 1人につき280円
業務汚水	基本料金	超過使用料
	基本汚水排除量17㎥まで 2,930円	基本汚水排除量を越える 汚水排除量1㎥につき 160円

※上記により算出した金額に100分の105を乗じて10円未満を切り捨てる。

１世帯において３人の使用料3,950円

旧本吉町・特定環境保全公共下水道使用料

区　分	汚水量	金額（税抜き）
基本料金	10㎥まで	1,700.00円
超過料金	10㎥を超え20㎥まで	190.00円/㎥
	20㎥を超え30㎥まで	200.00円/㎥
	30㎥を超え50㎥まで	220.00円/㎥
	50㎥を超え100㎥まで	255.00円/㎥
	100㎥を超え200㎥まで	290.00円/㎥
	200㎥を超えるもの	340.00円/㎥

※上記により算出した金額に100分の105を乗じて10円未満を切り捨てる。

20㎥当たりの使用料3,780円